

上北山村新型コロナウイルス感染症対策補助金のご案内

新型コロナウイルス感染症の感染予防や感染拡大の防止を図るために要した経費及び新しい生活様式を实践しつつ前向きに事業継続を図るために要する経費に対し、本村独自に補助金を交付します。

当補助金は、ウィズコロナ、ポストコロナ時代に向けた新たな社会、経済構造の構築を推進し、本村経済の回復・活性化につなげることを目的としています。

1. 対象事業者（次のすべての要件に該当する事業主）

- ①村内に事業所を有する中小企業者、個人事業主、一般社団法人、特定非営利活動法人等（中小企業基本法第2条第1項に該当する者）
- ②村内で営業を営んでおり、かつ、今後1年以上事業を営む予定であること。
- ③事業の実施に当たって必要な許認可を取得していること。（飲食店営業許可等）
- ④村税を滞納していないこと。（新型コロナウイルス感染症の影響を受けて認められた延納等は除く。）

2. 補助額（店舗数に関わらず1事業者あたり1回限りの申請）

補助率→補助対象経費総額の10/10

補助上限→1事業者につき 上限25万円（消耗品購入は5万円まで）

※国、県等による同様の補助金等の交付を受けようとする場合または受けた場合は、補助対象経費から国、県等の補助金の額を除いた額に補助率10分の10を乗じた額とします。

3. 申請期間

令和2年10月1日（木）～令和3年2月26日（金）迄

4. 補助対象期間

令和2年4月1日（水）～令和3年2月26日（金）迄

※申請開始前に機器等を購入された場合でも、補助金の趣旨・目的に照らして適正と認められる場合には、補助金の対象となりますのでご相談ください。

5. 補助対象経費

①補助対象となる具体例

機器・備品	空気清浄機、サーキュレーター（換気用）、自動水洗手洗器への改修、自動水洗トイレへの改修、自動扉への改修、アクリル板などによるパーテンション、衝立、非接触型検温器、自動手指消毒器、消毒用噴霧器 など
消耗品	マスク、アルコール消毒液、フェイスシールド、ビニール手袋、ペーパータオル、テイクアウト容器 など
新サービス	キャッシュレス決済導入に係る費用、店舗のリフォーム費用、業態転換に伴う費用（システム構築費等） など

②補助対象にならない具体例

- ・見積書（明細）、請求書、領収書などの証拠書類が提出できないもの
- ・事務用品等
- ・人件費、家賃等の固定経費
- ・公租公課
- ・手数料等
- ・振込手数料
- ・光熱水費、通信費、事務用機器のリース料等のランニングコスト
- ・パソコン、タブレットなど汎用性の高いハードウェア
- ・商品券、金券等
- ・自宅兼店舗に整備しようとする経費（事業用の店舗、事業所が明確に分かれている場合には事業に使用する部分のみ対象）
- ・仮想通貨、クーポン、ポイントでの支払
- ・タクシー代、ガソリン代、高速道路通行料金、レンタカー代等
- ・汎用的に使用することができる自動車、自動二輪車、自転車等
- ・その他公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる費用

※①・②の具体例は一例ですので、詳しくは窓口までお問い合わせください。

6. 申請に必要な書類

- ①上北山村新型コロナウイルス感染症対策補助金交付申請書（村の所定様式）
- ②経費の確認書類の写し（見積書又は領収書）
- ③機器の設置又は施設の改修をする場合は補助事業の対象となる施設の写真（整備しようとする箇所および外観等）

【担当・問い合わせ先】

上北山村役場 企画政策課

TEL : 07468-2-0001